

令和7年度第1回〔第九期目第3回〕
松島町入札監視委員会

令和7年7月25日（金）

午前9時30分～11時50分

（松島町役場大会議室）

令和7年度第1回〔第九期目第3回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長 赤石雅英

委員 武田三弘 熊谷哲

魚橋慶子 松浦健太郎

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

建設課 建設班

水道事業所 施設班

教育課 学校教育班

産業観光課 産業振興班

各課長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

松島町長 櫻井公一

財務課 課長 安土哲

財政班 班長 熊谷直美

財務班 主査 沼下祐幸

委員会次第

令和7年7月25日（金曜日）午前9時30分開会

1 開会

2 挨拶 松島町長 櫻井公一

3 審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

（2）審議 工事請負契約3件 業務委託契約5件（内関連業務3件含む）

【工事請負】

- 1) 建6工第020号 町道松島・磯崎線外側溝改良工事
- 2) 建5工第049号 (都)根廻・初原線取付道路整備工事
- 3) 下6工第019号 国道346号配水管移設工事

【業務委託】

- 4) 学6委第211号 松島町小中学校ネットワークアセスメント業務委託
- 5) 産6委第201号 松くい虫伐倒駆除事業(衛生伐)業務委託
- 6) 産6委第202号 松くい虫防除事業(樹幹注入)業務委託
- 7) 産6委第205号 松くい虫被害木除去業務委託(森林環境譲与税事業)
- 8) 産6委第204号 宮城県森林クラウドシステム共同利用設定業務委託

4 閉会

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

【審議等】

(1) 審議案件抽出理由の報告

○委員長 委員会次第3の審議等に入ります。今回の案件は、工事請負が3件、業務委託が関連事業を含めて計5件となっております。当委員会運営規則により、委員に抽出いただいております。次第3の(1)にあります審議案件抽出理由の報告について、委員にご説明をお願いしたいと思います。

○委員 審議案件の抽出理由について報告させていただきます。工事につきましては3件ですが、いずれも高落札率の案件になります。不落により3回目で見積決定したのもも抽出しております。業務委託につきましては、低落札率の案件として最低制限価格に近い落札額のものや、関連業務3件を含む高落札率の案件5件を抽出しております。

(2) 審議

○委員長 それでは、個別の審議に入りたいと思います。

初めに担当課より説明をいただきまして、その後に質疑応答とさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、担当課の方から抽出理由等に基づいて案件の説明をお願いいたします。

○建設課 審議番号1番の町道松島・磯崎線外側溝改良工事について説明いたします。

事業名は、建6工第020号 町道松島・磯崎線外側溝改良工事になります。事業場所は、松島町高城字浜地内です。事業期間は、令和6年11月6日から令和7年2月28日です。

事業概要は、雨水対策事業として、既設L型側溝を撤去しまして自由勾配側溝に入れ替えを行っております。

発注方法につきましては、条件付一般競争入札により、一般競争入札参加登録簿(土木一式)に登録されていること、松島町に本店、支店若しくは営業所を有していること、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の土木一式の総合評定値が400点以上の者であることの条件で実施いたしまして、町内登録業者数9者あるうちの1者の応募となりました。

1者入札になった要因は、発注が10月となり、業者が年末からの施工となることから、請負体制に余裕がないため、1者になったと思われれます。

入札結果につきましては、第1回入札、第2回入札において落札者が決定せず、最低入札価

格が予定価格の10%以内であることから見積入札を求めたところ、予定価格に達したため、不落随意契約により契約締結予定者としております。

不落随意契約、高落札率に至った経緯につきましては、落札者から提出のありました本工事内訳書と町が積算した本工事内訳書を比較し確認しますと、町の設計額に対し、1回目が110%、2回目が104%で落札に至らず、見積入札の結果、落札率が99%となったものです。

側溝の材料について、町では宮城県の公表単価を使用しておりますが、業者は、材料調達で仕入れ価格が公表単価よりも高い単価だったことも要因だったと思われま

す。変更契約の理由につきましては、現場の測量をした結果、側溝の構成が変更になったこと、また側溝布設に支障となる給水管の切り回しや、宅内から出る雨水排水管の接続の増工により増額となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、委員の皆様、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○委員 9者中1者しか応募がなかったということですが、その要因として年末施工で余裕がないということですが、そのあたりの見立てというのは、推測ですか。何か具体的な裏づけというか、根拠があつてのものですか。

○委員長 いかがでしょうか。

○建設課 今回の条件付の中でいくと、町内全部で、対象者として9者ほど町内の土木一式を持っている業者がいる中で、もっと応募者数はいるのかなということで考えていたんですけども、やはり年度初めから6か月以上経っている中で、ある一定受注を抱えている中で、どうしても技術者さんの配置とかがあるので、難しかったというふうに見ているところであります。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 今回発注が10月になってしまったということなんですけれども、結局年末に発注せざるを得ないような状況になった理由は何かあるんでしょうか。もっと早めに発注すれば、もっと施工業者が参加できたのかなというふうに思われるんですけども、この工事自体が10月という時期に発注しなければいけなかった理由みたいなのがあれば。

○建設課 今回、町道の道路側溝を改良する工事になりまして、排水の対策も考慮しての工事です。施工期間中に、どうしても排水を一定程度制限する必要がありますことから、渇水期と言われる10月以降に施工できるような形での発注を考えた結果この時期になったような形になります。

○委員 見積りなんかも公表単価のほうよりも高い金額で来られたというようなご説明があったと思うんですけども、入札をやるたびに、何か向こうのほうで値段を確認しながら、ぎりぎりのところを最終的に狙ってきたという感じもするんですけども、だんだん減らしてきて。なので、1者だけで続けて入札すると、どうしてもそういうふうに、業者の結局は言いなりになってしまうのかなということにはちょっと感じてしまったんですけども。

○建設課 入札では本来であれば、1回目に関して内訳書をもって終わりなんですけど、今回は3回目までのおのおの全ての内訳書を出していただいております。内容のほうを確認してみると、1回目がありまして、2回目以降、本工事は何とか確保しつつ、そのほかの諸経費のほうで調整している状況でした。落札業者さんに内容を聞いてみたところ、積算については、市場にあります積算システムを使っていて、ほぼうちの公表の設計価格と同等の金額でありましたが、側溝の製品の部分が差がありました。町は、標準的な側溝を使っており、県の単価を使用しておりますので、今回の業者さんは仕入れ先から見積もりをもらっており、標準的な単価よりも少し高めだったようです。利益に大きく影響するので、そこが下げられなかったという話のようです。

○委員 分かりました。

○委員長 はい。あと、どうぞ。

○委員 今のことに関連してなんですけれども、側溝の設計単価というのは、今年度中に改定とかにはなっていないですか。ちゃんと発注時期に合わせた単価になっていたかというのは確認されていますでしょうか。従前の、例えば4月とかの単価を使っているとか、実際発注は11月ですから10月単価を使うべきところですけども、ちゃんとそういうふうなところは確認されていますでしょうか。

○建設課 単価に関しては、県の単価を使用しています。毎月のように単価の更新はさせてもらっています。今回の製品でいっても、4月と、大きな改定というのは10月にありますので、それも加味したような形で、それを参考にさせてもらっています。

○委員 それはシステムに入っている単価で、もう自動的に出ちゃっている形ですか。

○建設課 はい、そうです。

○委員 設計の日付を入れると、その日付に合わせた単価というか、工事費がもう出てくるといふようなシステムになっているということですか。

○建設課 システムで最新の単価、日付を入れ、月を入れると、それに切り替わるような形になっています。

○委員 質問で、実勢単価と設計単価というのが、今の物価高騰の時代だと、実際かなり開いてきているというのがあって、高い入札価格で札を入れられるというのは、何か理解できるような気がします。ただ、そういった、実際システムじゃないものについて、見積りを取ったりというところがあるかと思えますけれども、そういうものについてはしっかり見積りを取っていただいて適正な積算をしていただければなというふうに思います。

○委員長 あと、ちょっと私のほうからは、公告日が10月3日で、11月6日に契約ということで、公告してから1か月で業者を決めた。恐らく不落随契にした背景は、1か月しか期間がないというのが大きな要因になっていたんではないか。つまり条件付一般競争入札でやられていますけれども、松島町に本店・支店・営業所を有していること、つまり地元の業者の保護という観点からこの制限を設けているわけですが、この制限というのは、仕事が少ない町の事業者の仕事を与えなきゃいけないというのが一番重要なところですよ。ところが、入札に応じないということは、皆さん仕事がもうたっぷりあって、こんな工事なんかやっている暇ないというふうに私は感じるんですよ。だとすれば、松島町内の業者に限定する理由というのが薄くなるんじゃないかなと。ですから、もう少し期間があるのであれば、もっと対象者を広げて、競争入札ですから、競争原理が働くような入札を、べき論ですけれども、私はそういうふうにするべきじゃないのかなというふうに、この案件についてはちょっと感じてしまったんですよ。

こういうことも想定されるので、もう少し早くこの工事については公告できなかったものなんでしょうか。

○建設課 公告期間、見積期間に関しては、建設業法で定められている期間を見させていただいているところであります。あと、その中で、1か月というふうに、町の見立てとしては、ほかの工事もありますが、十分積算できるものと思って公募させていただいてまして、入札日の設定をさせてもらっているところになります。

あと、今回の条件に関しても、町で基準を設けていまして、工事の規模、種類に応じて、町内からはじめ、2市3町、仙台市含め県内というふうに段階的に基準を設けていますので、その中でやらせてもらっているところでもあります。

○委員長 いや、ですから、ちょっと重ねてということになるんですが、なぜそういう基準を設けているかといえば、適切な競争入札の原理が働き、かつ地元の業者が少なくとも数者応募してくるからという前提だと思うんですよ。ところが、その前提が崩れて、特に昨今、技術者不足とか、人手不足とか、そういったものもありますので。

法律というのは昔制定したものが、時代の移り変わりとともに状況が全然変わってくるわけ

ですよね。例えば、建設業だけじゃなくて運輸業なんかでも、あれは仕事のない時代にワークシェアしなきゃいけないということで、社会的要請があって、長時間労働、残業を規制するんだとか、前提はそこにあったにもかかわらず、今はもう180度違って、仕事を割ってあっても人手不足というんだったらそういう規制を取っ払わなきゃいけない、という臨機応変なものが本当は必要なんだと思います。その辺も町ですので、当然法律に基づいてやらなきゃいけないというような事情は重々承知しているんですけども、その辺で少し何か工夫を凝らしてもらいたいんですけども。難しいんですかね、その辺は。

○建設課 公募条件に合う者が9者がいるなかで、確かに結果として見れば1者しかなかったんですけども、その受注というのは、町内のいろんな工事の状況を確認しつつ、もう少しあるものところらは捉えていたところであります。実際時期もありますし、工事が市街地で、ある一定手間がかかる工事だったという、いろいろ安全管理も含めて、どうしてもそこが敬遠された部分もあるのかなというふうに考えているところです。

○委員 参加資格条件ということで、町内というふうな、今回条件ですけども、1者応募じゃなくて不落になった場合、そういう場合については、参加条件を拡大するというふうな対応はあるんですか。次回、同じものをもう一回競争入札にかける場合。

○建設課 実際、町内発注の中でも不落、結果金額が合わないといった場合に、その場合は2パターンで、設計のところのほうでどこがどう違うかという確認する場合と、応募者がなければ、2市3町という形で拡大するところの選択肢は出てきます。

○委員 それは決まりはあるんですか。

○建設課 本当に応募者数がなくて、その原因が、もう応募条件でその中にはないんだというんだったら拡大する方向になりますし、設計の中に何かがあるんだったら、そこを見直しして改めて同じでというふうな、どちらかを選択するというような形です。

○委員 それというのは、ですから、町としての決まりがあるんですか。

○建設課 なければ、その次の段階に至るところはある。

○委員 明文化されている。

○建設課 明文化、記述としてはないですけども、そのまま何度入札しても同じなので、次のプロセスに移るというふうな形を取っています。

過去にもこういう事例、ほかの下水道の事業でもあるんですが、最初2市3町でやりました、応募がありませんでしたということは、設計の中身がおかしいのか、何か間違っているか。例えば再度やります。そのときは、契約事務審査委員会がありまして、前はこういう形で応募

札がありませんでした。今回は、規定では本来そのエリアは決まっているんですが、来なかったのを拡大してやらせていただきたいということを委員会の中でお話をさせていただいて、それで審議をした上でオーケーであれば、例えば仙台市まで入れますよということで、ルールは決めてやらせていただいているところです。

○委員長 その委員会の構成員ってどなたですか。

○事務局 委員長が副町長になります。副委員長が財務課長になりまして、総務課長、町民福祉課長、企画調整課長、健康長寿課長、教育次長兼課長、建設課長、水道事業所長、産業観光課長で構成しております。

○委員長 議員さんは入っていないよね。

○事務局 議員は入っていません。

○委員 そういった委員たちの判断で決められるのかということは、ちょっと問題があって、ちゃんと明文化されていて、基準があって、こういうときにはこういうふうに拡大しますよ、こういうときには拡大しないでまた設計変更してやりますよというのは、しっかりと明文化されておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますね、今後は。そうしないと、個人の判断、そういう部分だけでやってしまうということにもなりかねませんので、それは必要なというふうに思います。

あと、それともう一つ、3回目で今回は不落随契しましたけれども、これ何回までやるんですか。

○事務局 入札は基本2回までです。2回までで落ちなかった場合ですが、落札に至らなかった場合、予定価格から10%以内であれば、その業者と協議して、協議に応じていただければ不落1者随契できるというふうに決まりがございます。これは建設工事執行規則のほうに決まっております。

○委員長 業者さんは、その規則を重々承知の上で、どのみち不落随契して、うちに来るしかないはずだと。私はこれが一番問題だというふうに考えています。それをなくすためには、やっぱりもっと範囲を広げるとか、柔軟な対応を即座にやるというほうが、規則というのを重要視するよりはいいのでは。もう時代時代が変わっていきますから、そこを見ながら入札方法を見直ししていけばよろしいんじゃないかと思うんですけれども。

あと、何かご質問ありますか。

○委員 この基準というのは、町長に制定権があるんですか。基準の制定権者は。

○事務局 基準につきましては、松島町競争入札参加条件設定に係る条件の基準というのがあります。

まして、提出者は町長じゃなくて、最終的には町長なんですけれども、この地域要件だったり点数、価格については、契約事務審査委員会の中で検討して、検討した結果を町長に諮って、よしとなった場合、議会のほうでも承認いただいてというような手続を取って決めています。

○委員 今回、ここに出た意見とか、そういったところも踏まえて、今後の基準、規則の改正等にちょっと生かしていただければなど、今お聞きして思いました。

○委員 今回の入札とはちょっと関係ない話なんですけど、個人的に見方についてちょっとお伺いしたいんですけども、見積りのところで、コンクリート打設ということで、無筋・鉄筋構造物の18-8-40-60%とかと、高炉Bと書いてあるんですけども、この60%というのは。

○建設課 水セメント比が60%です。

○委員 そこまで規定しているんですか。

○建設課 そこまで決まりとしてあります。

○委員 ちなみに、この養生なしというのもついでに書いてあるんですけども、どういうところでこれ使われるものなんですか。

○建設課 養生に関しては、冬季とかですと、どうしてもセメントが固まる過程で、途中で水が凍ってしまうとコンクリートの強度に影響しますので、それを防ぐために、その温度を保つための養生だったり、あと夏であれば、その水分を保つための養生が必要ですが、今回の場合ですと、そんな養生まで考える必要がない時期だったので、見ていないような形になります。

○委員 どこの部分のこれは施工なんですか。

○建設課 コンクリートを打設した時のものです。

○委員 そのコンクリート自体、どこに、何を造られた。

○建設課 今回は、側溝を設置するための基礎の部分です。

○委員 地面の部分ですか。

○建設課 地面の部分に打つものです。

○委員 なので、養生も基本考えていないところはやらないということですね。

○委員長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 すみません、先ほどお話しいただいた規定というのは、いつ改定されていますか。

○事務局 今回は、令和7年の4月1日で基準を変えています。これは物価高騰もありまして、価格を引き上げたところがございます。

○委員長 あと、何かご意見ございませんか。よろしいでしょうか。では本件につきましては、

以上といたします。どうもご苦労さまでした。引き続き審議事項2番の工事請負の案件に進みたいと思います。

担当課よりご説明お願いいたします。

○建設課 それでは、審議番号2番の工事請負について説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

事業名は、建5工第049号(都)根廻・初原線取付道路整備工事になります。事業場所は、松島町根廻字清水地内です。事業期間は、令和7年2月26日から令和7年9月30日となります。

事業概要につきましては、根廻・初原線の本線に取り付く道路の整備となっております。

発注方法につきましては、条件付一般競争入札により、一般競争入札参加登録簿(土木一式)に登録されていること、松島町に本店、支店若しくは営業所を有していること、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の土木一式の総合評定値が400点以上の者であることの条件で実施し、町内登録業者数9者あるうちの1者の応募となりました。

1者入札になった要因は、発注が1月となり、業者が年度末からの施工となることから、請負体制に余裕がないため、1者になったと思われまます。

入札結果につきましては、第1回入札で予定価格に達したため、契約締結予定者となっております。

高落札率になった要因につきましては、落札者から提出のありました本工事内訳書と町が積算した本工事内訳書を比較し確認しますと、町の積算額に対し、本工事費で98%、共通仮設費で93%、現場管理費で95%、一般管理費で92%で、結果落札率が95%となったものです。

この工事施工箇所において、複数の業者との競合工事により、工程調整等の経費が見込まれることから高落札になったと思われまます。

変更契約の理由につきましては、施工箇所に複数の業者が施工しておりまして、近接する工事との工程調整に時間を要したため、工期延期を行っております。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明内容につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員 この工事は、6年、実質7年になってからの発注ということですが、予算的には令和5年度の予算ですか。

- 建設課 予算が工事名の中に5と入っているのはそのとおりで、5年度からの明許繰越、繰越しの予算になります。
- 委員 5年度からの予算がなぜこのような6年度末の発注になったのか教えてください。
- 建設課 5年度中に、そのほか工事を発注していった中で、執行した予算残額を、国の補助金ももらっているんですけども、それを基にしながら事業の進捗を図りたいということでの工事の発注になりました。
- 委員 とすると、これの工事一覧表の中の2番とか3番、4番とかありますけれども、2番、3番が低落率だったから、その分お金が余っちゃったというわけですか。70%、72%、70%、73%という、2番、3番、4番はそういうふうな低落率になっていますけれども、それでお金余ったので、その分発注したということですか。
- 建設課 事業全体の中で、発注していた段階で、予算残額がありますので、それを活用しながら事業進捗を図ったような形になります。
- 委員 国の補助って、どういう目的で、こういうふうに使いなさいとか、何月何日までに使いなさいとか、どういう構造なんですか。
- 建設課 今回工事に使っているのは、道路整備で根廻・初原線という道路になりますが、道路整備に係る事業費の半分を国の補助金で社会資本整備総合交付金という補助金を頂いているところになります。継続事業なので、できる限りそれを活用し、事業の進捗を図っているところなので、できる限り使っていきたいというのが町のほうであります。
- 委員 年度繰り越しても大丈夫ということだったということなんですか。
- 建設課 そうですね。ただ、繰越しするにしても、国の予算を繰り越さなきゃいけないので、一連の事務手続を経て繰り越しさせていただいております。
- 委員 2年度繰越となると俗にいう事故繰越ということになりますよね。
- 建設課 はい。
- 委員 そうすると、予算がもうそれで限られちゃう、固定されちゃうような形になるんですけども、執行上は問題ないのかなとは思いますが。
- 建設課 おっしゃるとおり事故繰越になります。なるんですけども、あくまでも契約繰越なので、契約しなければ、そのまま不用になってしまうような形になります。

なお、補足になりますが、今、国の予算制度というものが、当初予算で国って今つけてくれないんですよ。どちらかというと補正予算ということで、後になってから予算をつけてくれる

というパターンが今ほとんどでございます。今回、この令和5年の案件についても、補正が決定したのが実は令和5年度の12月なんです。12月に補正が決定して、それ以降、町にオーケーですよという話があると、我々工事の発注ができるのは、それ以降でしかできないということで、もう期間が限られる中で事業を進めなきゃならないということで、最初からもう繰越しすることがある程度頭に入った形での今の国のスタイルになってきているのは事実でございますので、基本的に我々としましても、できる限り必要な事業については必要な予算をつけて早期に着工したいとは思っているところではございますが、裏となる財源がどうしてもそういう遅くなってからしか来ないという形になりますので、例年ですと12月ぐらいに来て、やっと町のほうで補正予算を上げて、発注ができるのがもう3月とかになってからでしかできないと。今回、これは附属の工事になりますので、本体工事のほうの進捗等も見ながらこちらの工事も入れなきゃならないという関係があったものですから、こういう形でちょっと遅れてきているというような状況になっております。

○委員 根廻・初原道路のその2については、10月16日に工期開始ということで、先ほどおっしゃった……、これも翌年に発注しているんですね。繰り越して翌年に発注しているということなんですか。その2もその3も。

○建設課 はい。

○委員 5年にもらっている、これも両方とも契約しないで繰り越して翌年に発注しているということですか。

○建設課 そうなります。

○委員 これ、取り付け道路の工事ということですが、図面を見ると、別の取り付け道路については、他の工事で工事されているんですけども、急遽この工事を発注するというふうになった経緯というのは、追加で発注するようになった経緯というのは。

○建設課 この部分に関して、奥に民有地もありまして、そこの出入りを確保する工事で、本体工事の前に、ある一定出入口を確保したいために別に発注しております。

○委員 それについては、違う工事の変更の感覚で見ると、その前に発注した工事と密接に関係する工事のように見えるんですね。なぜ新たに発注しなくちゃならなかったのか、そちらに増工して工事することは考えなかったのか。

○建設課 こちらは、前段に発注する工事の部分、その2、その3という形で、この平面図でいくと左側、起点側のほうの部分の工事を施工してしまっていて、その2がちょうど横断する管渠がある手前までが工事の範囲で、今回のこの工事、取り付け道路手前までしか発注できていない

ものです。その3というのが、入り口側にあるのり面の工事になります。その4というのは、その次の年度の工事になってしまうので、あくまでもその後ということで、先にここの入り口のほうを確保したいということで、ちょうどその部分に工事がまだ入っていないような状態だったので、そこを優先したような形になります。

○委員 そういうことなんだ。

○委員長 いや、でも確かにこうやって一覧表を見ると、今この案件の工事が96%ですけども、それ以外の工事が70%とか80%ぐらいで落札しているので、しかも1者ではなくて複数者が入札に参加していますので、何かそちらのほうでという感じはいたしますけれどもね。

あと、何かご質問。どうぞ。

○委員 工期について、2回工期延期しているという形ですが、3月だったのが7月に、7月だったのが9月に工期延期していますけれども、実際これ着工できているような状況なんですよ。

○建設課 着工はさせてもらっています。

○委員 実際、今年度内に工事完了しなければ、ちょっと大変なことになりますからね。

○委員長 どうぞ。

○委員 変更理由書のところで、近接工事との調整により工事延期というふうなところが書かれていますが、近接工事の場合に優先権というのはどちらになりますか。つまり工事現場で重なっちゃうわけですよ、同じ場所で。その場合に、どちらのほうに優先権として継続して、片側は休まなきゃいけないのかとか、そういう優先権というのはどのように決まるんですか。

○建設課 その工事の内容にもよるんですが、今回その近接工事でも優先することになったのが、先ほど話をしました、その2工事というのが、一番左側、起点側というところで、国道346号線から今回の工事の手前まで、道路も側溝も含めて造って、最終的に路盤で引き渡しするというものなんですけど、ちょうど碎石の路盤を敷きならしている区間の工事期間中は、車両とか、人の出入りが難しくなるということで、どうしてもそちらを優先せざるを得なかったということで、その調整の関係で、入る時期を遅らせていただいたところです。

○委員 なので、会社のほうが悪いというわけじゃなくて、前の工事のほうの遅れというか、その都合で延期になったという考え方でよろしいですか。

○建設課 関連する工事の間で、おのおのでいろいろ工程をやりくりする中で、やむを得ずその期間になったようなところで、あくまでも施工業者さんが何か遅延があつてとかではなく、おのおのの工程の中でやむを得ずです。調整の関係の中で工期を延期させてもらって、施工時期

の調整をさせてもらったところでもあります。

○委員 私が言いたかったことは、変更理由書というのを書かなきゃいけない。こちらの事業の何か遅れとかあれによってこのような変更理由書をわざわざ出さなきゃいけなかったのかというと、この会社が別に悪いわけじゃなくて、その前のほうを優先させたことで、工期を遅らせてほしいということになったわけなんです。

○建設課 工期の遅れに関しては、今回は、こちらの施工業者さんの原因ではなくて、この事業全体の中での調整だったので、町としてそういう近接工事との調整だという遅れる原因がある。事務手続上、変更するときの決裁の中で、今回、その内容を変更理由に記載させてもらって手続を行っているところでもあります。

○委員長 当初契約から、ほかの工事との調整対象であるというか、遅れた場合は遅れますよという、そういった一文が入っているのでしょうか。当初契約時点で、半年も遅れたらば、人の手配だとか、何だかんだもうそんなの受けられないよと。そういうことがあった場合、それを全部手配しては、損害賠償請求にもなりかねない。だって実際に3月までに人と材料を全部手配するように業者は手配しているわけだから、それが半年も遅れると、業者は工事ができないでしょう。

○建設課 今回、近接する工事との調整もあるということで、発注時の特記仕様書のほうには書かせていただいています。

○委員長 ですよ。

○建設課 はい。何もなくて、そういった情報としては出しています。

○委員長 だから、受ける業者さんも、その辺を見ながら、町と相談しながらやっていくという、ということによろしいですかね。

○建設課 そのとおりになります。

○委員長 あと、何か。どうぞ。

○委員 1点目とこちらにつながる問題意識ではあるんですけども、今回条件付にした理由を確認したいと思います。条件付一般競争入札を選択した理由は。

○建設課 工事執行というか、する町のほうの基準要綱の中で、200万円以上、契約事務審査委員会に係る案件については基本一般競争入札というふうな規定がありますんで、そのような、その関係上、それに基づいて条件付一般競争入札を行っております。

○委員 200万円以上だと、条件をつけるかどうかの基準。

○建設課 町の中で決め事がありまして、200万円を超えるものは全て基本、条件付、基本事

項としてなるということで、定められている形になります。

○委員 今回も松島町に本店・支店、営業所を有していることという条件で、結局1者しかいなかったということなんですけれども、1件目の事例が年末で、A社1者という先例があって、今回、その手続を選択するんじゃないかと、こういう結末というか、入札者が少ない応募しかなかなというところの予測というのは立てられなかったんでしょうか。

○建設課 前回は10月で、今回2月ということで、時間的に時期が近かったのと、年度末に近づいていくと逆に工事が終わってきている中で、もう少し応募をされる方がいるかと。そういったところも考えていたので、特に何か変えるというのは考えていなかったような状況になります。

○委員 これまでの経験というか、その中で、年末とか年度末とか応募が少ない。そういった公共工事の応募が少ないとか、そういった状況が何年かあるのか、それとも、ここ1年、2年でこういう状況になっているのか。そのあたり、状況はどうなっていますか。条件付で、近い時期で、このA社が1者のみの応募というところで、こういうのが続くのであれば、少し基準の見直し等もよく検討しないといけないんじゃないかなと思うんですけれども。

○建設課 このほかでも、今回の工事のちょっと前の段階で発注したとき、工事の種類によっては、やはり2者、3者という形もあるので、それと見たときにどうかというところで。その時期、全てそういった1者だけでもないような形だったので。そうですね、傾向的には工事の内容だったり、それによって推移するものと思っております。

○委員長 あと、よろしいですか。工事一覧表で、この工事の上に、3億で、B社、取っているんだけれども、場所からして、同じような場所なのかなと。もしかしてA社さんって、ここのB社の下請けとかに入っていないですか。

○建設課 我々が聞いている範囲で、そのように入っているわけではございません。

○委員長 ない。

○建設課 はい。

○委員長 いや、私がA社だったらば、こっちでも下請けやって、だから融通利いて、これだったらいいなという。だから、1者入札でも応じるメリットがあるなというか、判断したかなと思ったんですけれども、ないんですかね。

あと、何か皆さんございませんか。

やっぱり本件も1者応札で、前件ほどは高落札率が、99というわけじゃない、95だからというのもあるんだけれども、でもやはり同じように、競争入札をするための何か工夫という

か、もうちょっと何か考えていただいたほうがいいのかなどというところがあるかと思えます。
ありがとうございました。

続いて、審議事項3番 国道346号配水管移設工事についてお願いいたします。

抽出理由で、高落札率になった要因、変更契約の内容・理由はというところを中心に説明を
よろしくお願いいたします。

○水道事業所 それでは、審議番号3について説明いたします。

事業名が上6工第019号国道346号配水管移設工事で、高落札となった要因及び変更契約の
内容・理由を確認したい案件となっております。

事業概要につきましては、建設課発注の根廻・初原線道路整備に係る国道346号の交差点
改良に伴う配水管移設工事で、配水管布設工といたしまして、主に施工延長272.2メー
ターのうち、水道配水用ポリエチレン管150ミリを93.6メートル、同管種100ミリを1
68メートル、同管種75ミリを10.6メートル布設するものであります。

入札参加条件といたしましては、松島町に本店又は請負契約について本店から委任された支
店若しくは営業所を有している者であること、水道施設の総合評定値が800点未満の者であ
ることとし、条件付一般競争入札で発注したところ、3者の申込みがあり、入札を実施してお
ります。

高落札となった要因について、今回の工事では、工法及び材料とも特殊なものは使用してお
りませんので、積算につきましては、官公庁で採用している水道事業実務必携と呼ばれている
積算基準書を使っており、受注者も公共工事積算単価、人件費などの公表や積算ソフトが普及
しておりますので、町の予定価格に対し近い金額が出てきたのではないかと思います。

続きまして、変更契約の内容・理由について説明いたします。

今回の変更契約につきましては、2回の変更契約を行っております。1回目は2か月の工期
延期、2回目は現地精査による減額変更を行っております。

まず、1回目の工期延期につきましては、変更理由書に記載しているとおり、関係機関との
協議調整、これにつきましては、関係機関というのは道路管理者である宮城県、あと道路整備
事業を行っている建設課との協議、調整などに時間を要したことにより、年度内完了が難しく
なったことから、工期を2か月延期し、繰越しすることとなりました。

次に、2回目の主な変更理由につきましては、変更理由書に記載しているとおり、建設課発
注の道路整備との施工調整などにより、現地精査の結果、配水管の布設位置を変更したため、
布設延長しております。

2つ目に、当初設計では土工の埋戻し材を購入土で考えていましたが、現場の発生土が利用できることが確認されたことから発生土の埋戻しに変更し、残土処分を減額しております。

説明につきましては、以上でございます。

- 委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、委員の皆様、質問等よろしくお願いたします。
- 委員 変更理由の建設課の道路改良事業との調整に時間を要したというところですが、これ、契約時点で調整できなかったのか。何か具体的にどう調整が必要になったのかというあたりをご説明いただければと思います。
- 水道事業所 工期延期につきましては、事前に分らなかったのかと言われれば、結果的にやはり発注して、業者が決まって、現場でいろいろと詳細に現地の調整とかが必要になってきましたので、その辺の事前の調整とか分かったのかと言われますと、ちょっと分らなかったということにはなります。
- 委員 現地の調整について、宮城県と建設課との話合いというのは、何かそんなにもめたんですか。
- 水道事業所 もめてはいませんが、県道協議に関しては、今回11月の契約になりましたので、県道の占用の申請とかそういうのは業者が決まってから、施工計画書などの申請書類を添付して申請になりますので、12月から、結果的に1月とか準備に時間を要しましたので、その関係で協議とか調整などという言葉を使わせてもらいました。
- 委員長 ということは、もうあらかじめ入札する業者さんも、そういう工事だから、工期はそんなふうには遅れるというのは大体分かっているということですか。
- 水道事業所 そうですね。建設課の改良工事に伴う、今回水道の布設替え工事なので、現場でいろいろとそういう調整が出てきて、水道のほうで先に入れたいんだけど、いやいや、建設のほうで先に入るからちょっと待ってくれとか、そういう調整とかが現場でいろいろあったので、結果的にその関係で、どうしても水道の乗り込みも2か月ぐらい遅れて、工期延期をさせてもらいました。
- 委員 基礎的な質問なんですけれども、国道の配水管というのは市町村が工事するものですか。国道だから、何か国の機関の誰かがするのかなというイメージなんですけれども。
- 水道事業所 今回、町の建設課が整備する町道に付随してこの水道管の移設工事というものを我々実施したわけでございますけれども、今回の工事箇所が県が管理する国道346号にぶつかる交差点部分になっております。県管理の国道敷の部分ではあるんですが、原因者が工事を

するという約束事がございまして、町道を整備する上で国道に接続するので、その工事、それは水道もそうなんですけれども、交差点改良についても、その原因者である町のほうで実施してくださいと。ただし、当然その交差点を造る上での技術的な基準でありますとか、管理者である県さんの意向というのは重々酌み取ってほしいので、しっかり協議した上で、原因者である町のほうが施工するという形になります。

○委員 私、あまりよく分からないので教えていただきたいんですが、今回の減額変更になっていたと思うんですけれども、入札した金額に対して実際、さあやろうとしたら、詳細、ちょっと現場精査によってもう短くていいやと結果的になって、その短くなった分減額というふうになって、企業のほうは納得できるものですか。

○水道事業所 現場精査等によっては増えることもありますし、減ることもございます。もちろん、その度合いがあまりにも大きかったりすると、やっぱり企業さんも、当然設計の数量であるとか、企業さんの中における事業費の勘定の中で動いていますので、それが大きく変わると困るというお話出てくるんですけれども、今回のような範囲でございますと、いろんな工事で起こり得る、例えば先ほど来申し上げております交差点の部分でもございますので、掘ってみたときに状況が変わるであるとかございます。もちろん、事前にそういうことが起こりそうだというのは、その都度企業さんにもお話をしながら、コミュニケーションを取りながらやっていますので、企業さんにはそこについてはご了解いただいて実施しているという状況であります。

○委員 もう材料買っちゃったからという感じで、「今さら？」みたいな感じの話にならないのかなと。

○水道事業所 そこにつきましても、例えば、100メートルあるなら、最初の協議の中で、ちょっとそこら辺怖いところあるから、例えば、じゃ5割にしようとか、企業さんも自分たちのリスクマネジメントの中でやったりもするんですけれども、全部を一気に買うのではなくて、メーカーさんとは80買うよと。100買う予定でいるけれども、伸び縮みあるかもよというようなやり取りは現場の中でコントロールしております。

○委員 いや、逆に町からこう言われちゃうと、断りづらいじゃないですか。今回減額なっちゃうけれどもいいよねと言われても、嫌だとは言えないじゃないですか。

○水道事業所 そこにつきましては、地場の企業さん、結構しっかり物を申してくださるので、何だ減るのかという、減る度合いが大きくそれは困るというのであれば、それを発信してくれる関係性はできているのかなと町のほうでは捉えてはいます。例えば3割、4割ぐっと減ると

かということであるのであれば、やはり何か別の手だてを考えていく必要があるかと思いますが、コミュニケーションを取りながら、ご了解いただいているかなというふうに思っております。

○委員 増えるのは多分喜ぶとは思いますが、なるべく減ることがないような事前の調査ですよね、その辺はやっぱりしっかりしていただきたいと思います。

○委員長 ちょっとこの工事とは関係ないんですけども、千葉のほうで下水道の陥没事故がありました、そこら辺について国のほうから総点検せよとか、陥没事故がに関連した、そういったのは指令か何か出ているんですか。

○水道事業所 来ていました。それで、口径を基準にして、俗に言う大口径、極端なことで言えば2メートルとか1メートル、そういうのがあれば対象にして調査してくださいという。

○委員長 ですよ。そうすると宮城県は、仙台市内にあるのかな。

○水道事業所 そうですね、下水でいうと仙台とか、あと流域の処理場を持っているところ。その辺の処理場関係のところの大口径とか、大体そういうところですね。うちみたいな小さい市町村が単独では、大きくても700とか800、そのくらいなので、そういうのは対象にはなりませんでした。

○委員長 対象があれば国からお金が出て、新しく直せるかなと思ったんですけども。

○水道事業所 千葉の陥没事故とは関係なしに、町のほうでも陥没とかそういうのは、住民などから情報提供があれば、町のほうで調査とか対応はしていますので。

○委員長 地震のときに、ある程度見たんでしたかね。

○委員 点検はしたとは思いますが、やっぱり造ってから50年を目安として、それ以上のものはもう全部やはり点検しないと、もういつ壊れてもおかしくない状態です。

○委員長 ですよ。

○水道事業所 まさに、それで一昨年に説明しましたが、ストックマネジメント業務のほうで、いろいろ、管渠のそういう修繕の計画とか、点検とか、そういうのを今やっています。

○委員 松島の下水道ってできて何年になるんですか。

○水道事業所 平成2年に道路が供用開始になっておりますので。

○委員 まだ50年経っていないんですね。

○水道事業所 あと、水道に関しては、毎年漏水調査を行っており、漏水が確認されれば、修繕等対応しておりますので、その辺は大丈夫かなと考えています。

○委員長 あと、何かございますか。よろしいですか。

では、以上でございます。どうもありがとうございました。ここで休憩をはさみたいと思います。

(休 憩)

○委員長 審議事項4番目の委託業務の松島町小中学校ネットワークアセスメント業務委託につきまして、抽出理由が、落札額が最低制限価格に近いと。低落札率になった要因、それから、積算の内容や妥当性、これの確認を行いたいということでございますので、そこを中心にご説明のほどよろしく願いいたします。

○教育課 それでは、条件付一般競争入札で発注を行いました、学6委第211号松島町小中学校ネットワークアセスメント業務委託について、ご説明させていただきます。

事業場所は宮城郡松島町松島字道珍浜10番地ほか、事業期間は令和7年1月15日から令和7年3月31日までとなっております。

次に、資格要件等ではありますが、資格確認申請者数及び入札参加資格者数は3者、入札参加者数は2者であります。

参加資格条件等の概要ではありますが、令和5・6年度一般競争入札参加資格登録簿の物品役務（通信用機器）へ登録があり、宮城郡、塩竈市、多賀城市又は仙台市に本店又は請負契約について委任された支店若しくは営業所を有している者としております。

手続の経過であります。公告日は令和6年12月12日となり、同日から12月18日まで受付期間としております。入札日は令和7年1月7日、契約日は1月15日となっております。

次に、金額等ではありますが、全て税込みでご説明しますが、設計金額が400万4,000円、予定価格が400万4,000円、最低制限価格が200万2,000円。落札価格及び契約金額が220万円となり、落札率は54%となっております。

事業概要についてご説明させていただきます。

まず初めに、当事業でございますが、令和2年度に町内各小学校及び中学校に整備をしました情報通信ネットワークについて、今後のタブレット端末の利活用において十分な接続環境を得ることができるかを調査の上、改善を要する部分と改善方法を明確化するというような事業となっております。

対象学校は各小学校及び中学校であり、調査項目としましては、こちら文部科学省のガイドブックに基づきまして、①全体実施として、全学校の回線の調査、不具合及び通信速度の遅延

調査。

②ネットワーク機器調査として、ネットワーク構成及びネットワーク機器を洗い出した上、ネットワーク構成図、機器一覧、機器台帳の作成。

③有線LAN及び端末調査として、ネットワーク機器調査、アプリケーションごとの最大接続数調査、ネットワークの最大利用人数調査。

④無線LAN調査として、電波強度、電波干渉調査。あとは、ヒートマップといたしまして電波強度を色の濃淡で示すようなものなんですけれども、そちらの調査。次にローミング、こちらは校舎内をくまなく歩き回しまして、電波の受信状況を確認する調査となっております。

⑤は調査としまして、インターネット回線を含めた不具合及び通信速度の遅延調査。

⑥スループット調査として、通信機器の処理能力調査。

⑦レイテンシ調査として、通信機器の通信遅延時間調査を実施したものとなっております。

本日は、落札額が最低制限価格に近く、低落札となった要因と、積算の内容や妥当性の確認についてご説明のほうをさせていただきます。

初めに、積算内容や妥当性についてであります。資料の3ページから8ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらが町で積算をした内容となっております。

業務内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、文部科学省のガイドブックに基づく内容となっておりますが、積算に際しましては、3者からの参考見積りを徴し、一番安価であった見積額のほうを採用しております。

次に、低落札率となった要因であります。資料の9ページから13ページ、こちらは落札業者から提出のあった内訳書になりますが、項目ごとに多少違いはあるものの、概ね町で積算した額の5から7割程度となっており、結果54%の落札率となったものと思われ。入札が複数者における競争となったこと、あとは当事業において、明確化された課題等について引き続き改善を図る業務が必要となることなどを考慮した形において、企業努力が働いた結果により今回の落札率となったのではないかと推測しているところでございます。

説明については以上となります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、委員の皆様、ご質問等よろしくお願いたします。

○委員 見積りをお願いするに当たって、見積りの内容とかというのは文科省のガイドブックに従ってというふうなことであろうかと思っておりますけれども、そういった見積徴収するに当たっての内容というのはどのように決めたんですか。

- 教育課 委員がおっしゃられたとおり、ガイドブックが文科省から提示されておまして、それに基づいたネットワークアセスメントを今回やりますということで、こちらから項目のほうを抽出しまして、この内容で見積りをお願いしますということで、依頼したところでございます。
- 委員 それで、設計書に資料がついているわけですがけれども、その資料作成についてはどのような方法でやられたんですか。例えば、第一小学校はこういうふうなものを設置するとかとこのがありますよね。その資料の作成というのは、どのように。
- 教育課 今回の業務に関しましては、既に設置されているネットワーク機器の調査をするというふうな形になっていますので、一応こういうネットワーク機器がありますよというのは提示した上で、こういう項目について調査しますということで伝えております。
- 委員 この資料というのは、既存のものというような形ですか。
- 教育課 はい。
- 委員 あと、3者見積りを取られたということですがけれども、見積りを取った中には、落札者は入っているんですか。
- 教育課 入っています。
- 委員 今回は調査がメインなので、多分人件費だけがメインにかかるものになっているので、かなり安くやろうと思ったらやれるのかなとは感じてしまいます。今回の調査結果で、結局システム自体は、何か新しく更新しなきゃいけないとかというふうになっているんですか。
- 教育課 致命的な欠陥とか不具合というのは見つからなかったんですがけれども、Wi-Fiのアクセスポイントが若干故障している部分とかもありましたので、そこは今後の、あくまでもこれは調査だけになりますので、次の業務、改善業務というのがまた別に必要になるんですけれども、そちらのほうで入れ替えていくようなかたちです。
- 委員 そちらの業務改善のほうには、この落札者は、入ってくる際は有利になるんですか。そういう情報を知っているという意味での。
- 教育課 多少有利にはなるのかなとは思われます。というのも、やはりネットワーク構成とかというのは、それなりに学校内のネットワークなので、ちょっとセキュリティ的な部分も考えますと、あまり公にできるものではないので、既にここで一度、どういうふうな機器がついている、どのような電波強度が出ているとかというのが分かると、ある程度その辺というのは見えてくるのかなとは思いますが、次の部分の業務に関しましては、人件費のみじゃなく、機器の設定とか、その辺も含まれてくるようなものになりますので、必ずしも一概にそこで有利になるのかと云ったら、ちょっとどうかというところがあります。

- 委員 先行投資でちょっと安くしてしまったのかなというイメージをちょっと持っていたので。
- 委員長 他に何か質問、ございませんか。
- 委員 辞退業者さんについて、何か理由というか、もし分かれば。
- 教育課 自社都合ということだけで、辞退のものが出ています。なので、詳しくはちょっと聞いていません。
- 委員長 このネットワークの状況調査は、文科省のガイドブック云々とあったが、これの予算は国のほうから出ているのか。
- 教育課 国庫補助金の対象となっています。
- 委員長 次には不具合の修繕というか、今度新たな機器の設置というのは必ず来るわけで、それもまた国の予算つくんでしょうかね。
- 教育課 つきます。
- 委員 すみません、基礎的な質問ばかりですけれども、松島の小学校って、第三小学校とか第四小学校ってあるんですか。
- 教育課 閉校しまして、残ったのが第一小学校、第二小学校、第五小学校になっています。
- 委員 中学校は1つ。
- 教育課 中学校はもともと1校です。
- 委員 ネットワークというのは、各学校ごとに割と閉じたネットワークなんですか。場所が違うと、またそれぞれの小中学校で通信するのは、もう全く外部の通信経路を使ってくるという仕組みなんですか。
- 教育課 各小学校ごとに、ギガWi-Fiと言っているんですけれども、タブレット端末を使うためのWi-Fiを飛ばしているような形になっていまして、それは最終的にインターネットのほうにはつながるんですけれども、一度各小中学校の、ネットワークというのは一度、第一小学校にあるサーバーを通して、そこからインターネットに出ていっているというふうな形になっています。
- 委員長 不正なアクセスやられたら困るから、そういったセキュリティも必要だということでしょうね。あと、何かございますか。よろしいですか。
- どうもご説明ありがとうございました。
- 次の審議案件は、関連業務として審議事項5・6・7をまとめて説明していただいたほうがよろしいでしょうか。

では、審議事項5・6・7ですけれども、いずれも松くい虫関係の業務委託ということで、抽出理由としては高落札率となった要因と、履行内容の確認を行いたいということで抽出しておりますので、そのあたりの説明を中心によろしくお願いいたします。

○産業観光課 それでは、審議事項5から7まで、ご説明させていただきます。

これらの業務につきましては、松くい虫の駆除ということで、日本三景松島の松を守るという業務になっております。

まず審議事項5 産6委第201号松くい虫伐倒駆除事業(衛生伐)業務委託なんですけれども、こちらにつきましては、枯れた松の木の伐採を行う業務となっております。こちらの業務は指名競争入札になっておりますが、森林内での伐倒作業となることから、町内の山林の地形に精通し、被害木の伐倒処理実績のある業者を全て選定しております。こちら3つの業務とも全て指名となっているところでございます。

高落札になった要因につきましては、積算は宮城県の標準積算基準及び単価で積算をしておりますが、昨今の物価上昇により、燃料費や、あとは、こちら駆除するに当たり薬剤を多く使うんですが、そちらの薬剤のほうが高騰傾向にあったというところで、どれぐらいに値段が上昇するかというのは分からないというところもあり、その辺を加味した結果高落札になったと思われまます。

それぞれの業務内容についてですが、まず産6委第201号松くい虫伐倒駆除事業(衛生伐)業務委託につきましては、松くい虫により枯れた松の木336本の伐採と、伐採した松の木を丸太状にし、その丸太状にしたものをビニールで被覆しまして、薫蒸処理、薬剤を噴霧して虫を殺すという業務となっております。

続きまして、産6委第202号松くい虫防除事業(樹幹注入)業務委託ですが、こちらの業務につきましては、樹幹注入業務ということで、通常、松くい虫の駆除というのは、ヘリコプターによる空中散布で行い、こちらで駆除するのはそれでできない場所ですね、例えば島とか、あとは観光客の多いエリア、日本三景松島ということで、海岸沿いには多数の観光スポットありますので、そこに生えている松の木なんかは空中散布ができないということで、こちらは樹幹注入により松くい虫の駆除をしております。こちらにつきましては、133本の松の木の根元付近に3か所程度の穴を開けまして、そこから薬剤注入を、これが589本、こちらの薬剤を注入しております。

続きまして、産6委第205号松くい虫被害木除去業務委託(森林環境譲与税事業)なんですけれども、こちらにつきましては、松くい虫の被害木の撤去ということで、先ほど伐倒駆除で倒

して、ビニール被覆により薫蒸したもの、これが松林の中に山になっている状態ですので、そちらのほうを場外のほうへ搬出する業務となっております。

こちらの伐倒した松の木220 m³を場外搬出し、場外搬出した松の木については、破砕処理、チップ状にする処理でこの業務を実施しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、委員の皆様、質問をよろしくお願いたします。

○委員 質問ではないんですけども、昨年もこの件でご説明いただいて、昨年については、履行期間が非常に短いというふうなご指摘をさせていただいたところだったんですけども、今回はちゃんと履行期間を長く取っていただいて、改善していただいてありがとうございます。以上です。

○産業観光課 昨年は令和5年度ということだったんですけども、そちらについては、やっぱり履行期間が短いということで、そちらを令和6年度は反映させていただいております。今回は履行期間の中で終わったという形になります。

○委員 松くい虫防除事業（樹幹注入）業務委託のところなんですけれども、樹幹注入と申しますか、松くい虫に対していろいろと対応されていると思うんですけども、効果の確認というのはされているのでしょうか。

○産業観光課 効果の確認というのは、今まで何十年もやっていますので、確立された松くい虫の駆除というところがあり、こちらの樹幹注入に関しては、アンプルで注入するんですが、その本数で一応効果は確認できるということで、本数で管理しているということです。

○委員 例えば、伐倒したのが今年330本ぐらいだったと。じゃ、その前の年よりも減っているとか、確実に減っているとか、前は1,000本近くがあったのが今はもう300本になって、来年はもう100本近くになりそうとか、そういう何か統計的なのは取っていないんですか。

○産業観光課 そちらも、一応昭和58年ぐらいから統計的に、例えば空中散布だったら何ヘクタールやっているとか、樹幹注入だったら何本やっているというところを統計を取っています。

最初のころは多かったんですが、年々減っている傾向にはあります。ただ、東日本大震災の際、あのときに、一度、松くい虫の駆除というのを1回ストップしたときがありまして、そのときは翌年とか、その翌年は増加傾向にはありました。その後、また空中散布とか再開いたしまして、今は若干ではありますけど、同じ、若しくは下降ぎみで、通常ですとどんどん拡大して

いくものなのですが、カミキリムシの増えるときに狙って空中散布をし、それが今ある程度横ばいになっているということは、効果については発揮されているのかなというところで考えております。

○委員 撲滅までなかなかいかないんですね。

○産業観光課 そうですね。

○委員長 こちらの入札監視委員会で、以前からもう何回もこの松くい虫の業務については、本当に効き目あるのかと。原因については、松くい虫が松を食うというのは最終的な現象であって、根本的な原因はどこにあるんだろうと。よく言われたのは、一酸化炭素で、車の排気ガスがあるところ、道路の沿線のところに松くい虫被害が多いという。要は松の生命力が弱っていて、ということですよね。だから、がん治療も一緒に、放射線とか抗がん剤の治療が行われてきたところ、今は免疫治療に行っていて、人間も免疫力を高めるというのがいいんじゃないかという。だから、恐らく松くい虫の被害も、松の生命力をどうやって高めていくかという、そういう観点から何か議論してほしいなと思うんですけれどもね。

はい、どうぞ。

○産業観光課 委員長おっしゃるとおりでして、やっぱり松の生命力というんですか、弱ってくると、松くい虫に感染しやすいということありまして、あとは結構松島の松というのが、樹齡的にも大分ご高齢になってきているところがあります。そのために、そういう、むしろ大きい木のほうが松くい虫の被害に遭うという傾向が若干あります。ただ、町とか県でもそうなんですけれども、松くい虫伐採処理は当然しなければならないということで、処分はしていくんですけれども、その後に、抵抗性の松ということで、松くい虫に強い松の苗木の植樹をし、松島の景観を今後長く残していこうということで、今事業展開しているところです。

○委員長 確かに、死んでいく数を見ているだけじゃなくて、やっぱり新しいのをね。あと、何か。はい、どうぞ。

○委員 今回、薬剤の高騰、経過を追って落札率が上がったという話ですけれども、これは毎年やられている事業ということなんですけれども、ここ数年で、やっぱり薬剤の高騰って、毎年上がってきているんですか。

○産業観光課 そうですね。やっぱり少しずつというか、2か月に1回ぐらいのペースで、若干ずつ上がっていて、そこがどこまで上がるかというのがやっぱり読めないというのがあります。今までですと、1年ぐらいは単価が同じという傾向が多かったんですけれども、昨今の物価上昇というのは、この辺にもちょっと響いているのかなと、担当的には感じているところではあ

ります。

○委員 この予定価格に占める薬剤の割合というか、ある程度分かりますか。

○産業観光課 3割から4割程度です。薬剤の占める金額は高いと思います。

○委員 設計額を決めるのだから薬剤高騰というのも考慮された上で今回の設計額にはなっている。それが予想以上に上がったのでこういう結果になったと。

○産業観光課 基本的に積算体系というのが国や県で定めている積算の方法なんですけれども、その中で、ある程度薬剤単価も示されていて、基本的にそれを使っていくというところがあります。ただ、その積算単価というのが、国とかで調査しながら、積算単価とか人件費の上昇があれば、単価の見直しということもかけているところはあるんですけれども、今回そこまで下りてきていなくて、通常の単価設定で積算していますので、その段階で、上昇分を見込むということはしていないところです。

○委員 例年よりも落札率は高いですか。

○産業観光課 そうですね。大体ここ数年の中を見ると、やっぱり世の中が物価上昇傾向になってきてからは、高い傾向にあるというのはあります。

○委員長 あと、ちょっとよろしいでしょうか。毎年やられているんだけど、それぞれの過去の入札者の状況と伺いますか、どんな感じになっていますでしょうか。要は、同一業者がずっと同じ仕事を請け負っていたりとか、それとも競争原理が働いているかという。

○産業観光課 こちらに関しましては、毎回、指名競争入札ということでさせていただいております。その理由についてなんですけれども、松島の海岸沿いの山とか、崖地の多いところでもありまして、山の中に精通していなければなかなか危険だということもあって、町内の実績のある業者さん、あとは森林組合さんなんか実績がありますので、そちらに固定されてしまうというところがあります。山に入るというのは結構リスクも高くて、そうなるとなかなかほかの市町村の山に入るというのは難しいなという話は聞いたことはありました。基本的には同一の事業者さんで入札というところでありまして。

○委員長 一応、この入札結果を見ると、ちゃんと4者、5者、札を入れていただいて、ただ非常に近い金額、そんなに大きく乖離しているわけではなくて、大体、そういう意味では相場的なところの範囲内で落札しているのかなというところは見えますけれどもね。ただ、逆に10万、20万、松くい虫伐倒駆除事業業務委託なんかだと、金額を見ると、710万、2位が720万、次が730万、4位750万という、ちょっと「うん？」というところがあるかなと思うんですけれども。

○委員 うまく回しているような感じですよ。順番でやりながら仲良くやりましょうというのが、何か垣間見えてしまうような。

○委員長 というのがね。はい、どうぞ。

○委員 人間の立場だと色々な業者が入札に参加している、いいんですけれども、松の立場に立つと、本当は同じ業者で、同じような薬剤で、同じような滋養というんですか、処置をしてもらったほうがいいんでしょうか。それとも、多少色々な業者が、それぞれのやり方で手当をする、よく分からないんですけれども、いろんな手当をしても松は大丈夫なんですか。

○産業観光課 やっぱり経験というのが必要になりまして、この樹幹注入ですと、松の木に直接幹に穴を開けて、そこから薬剤を注入するという形になっています。そうすると、ある程度、幹の大きさ、太さによって、どこに穴を開けるかというのも、やっぱり経験がとても大事であります。

○委員 そういったのは、入札業者が多少少なくなってくるのはしょうがないのかなと思います。

○委員長 あと、何かご質問、ございませんか。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。続きまして審議事項8、産6委第204号宮城県森林クラウドシステム共同利用設定業務委託。こちらについては、1者随契となった理由、それから高落札率となった原因、積算の内容、妥当性の確認を行いたいという抽出理由になっておりますので、その観点からご説明よろしく願いいたします。

○産業観光課 それでは、宮城県森林クラウドシステム共同利用設定業務委託についてご説明いたします。こちら1者随契の理由と、高落札率になった要因、積算の内容を確認したい案件となっております。

本業務につきましては、森林管理のために各市町村で森林台帳というもので管理しているところでございます。こちらにつきましては、宮城県のほうでL G W A N回線によるクラウドシステムの運用が開始され、宮城県全体の各市町村がシステムを共同利用設定するための業務となっております。

システムについては、先に導入されている県のシステムと共有となり、データベースの仕様や構成に準拠した構築が必要で、他のシステムでは同期が不可能なことから、県のシステム事業者と各市町村が随意契約を行っているところでございます。

高落札となった要因につきましては、導入費用が各市町村一律となっており、高落札となっ

ております。こちら予算編成時に一応見積りいただいているんですけども、発注時に見積りをいただいた時点で、若干システム業者さんのほうで安くしてきたために、落札率が下がっているところがございます。

次に、積算の内容ですけれども、既存の各市町村にある森林台帳のデータ登録や航空写真、あとは地図データ登録になっております。

積算については、業者さんから最初に参考見積りを予算編成時にいただいておりますので、そちらを基にして積算しているところがございます。以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。以上の説明に対しまして、委員の皆さんの質問、よろしくお願いたします。はい、どうぞ。

○委員 平たく聞くと、各市町村で入力するけれども、県のシステム業者さんじゃないとできないということで、県内のそういうふうな事業は1社独占というふうなことになっていませんか。

○産業観光課 先に導入された宮城県のシステムがそのベンダーさんのシステムになっておりまして、それにクラウドシステムということで、同期させていくという形になっているので、広く言うと1社独占という形になっているところですよ。

○委員 どうなんでしょうね。入札する意味があるのか。

○委員長 要は、森林資源の管理ということですよ。それでクラウドを使って、日本全体の。だから、市町村の問題でもない。国がやっているんだから。ただ、作業としては市町村ベースに下りてくるんでしょうから。これは予算は国のほうからですよ。

○産業観光課 そうです。あと、国というより森林環境譲与税のほうで対応させていただきまして、国から来ているものなんですけど、そちらを活用しているところがございます。

○委員長 あとは、これの調査結果というんですか、どういう形で町に還元されてくるんでしょうか。

○産業観光課 こちらのシステムなんですけれども、今までですと、各市町、紙ベースとか、あとはエクセルの中で管理していて、県への報告などにも時間がかかり、労力もかかっていたところなんですけど、今回統一されたシステムによって、その辺の業務量が格段に軽減されているというところが、すごく使っていていいところでもあります。

○委員 何とも言えないんですよ、これ。こことしか契約しようがないということだから、競争入札にならないですよ、どうやっても。

○委員長 だから随契ですよ。

○委員 随契ですよ。あっているんですかね。

- 委員長 どうぞ。
- 委員 去年の農地台帳のほう、同じ業者さんですよ。それとは全く関係ないんですよ。
- 産業観光課 関係はないです。
- 委員 見積りが、業務内容が特殊なので、1者から見積りを取るという事案ですが、これ、ほかの自治体と同じような価格設定になっているということなんですか。
- 産業観光課 各市町村同じ価格で契約になっているというところは聞いているところではございます。
- 委員 何か裏づけとか、まさか変えているとは思わないんですけども、何か情報提供としてほかの自治体で出した見積りの開示とか、そういったことは求めてはいない。
- 産業観光課 県のほうのシステムですので、県のほうで、その辺どうなんですかねということを確認取った中では、同じ単価で契約額というところは聞いております。
- 委員 それは一応確認はされた。
- 産業観光課 それは確認しております。
- 委員長 国の仕事なんだから県が県の業務でやって、それを市町村に、単にあなたのところうなりましたからとやれば。だって、これ、見積徴収とかそういった入札に関わる書類も全部町のほうで作るわけだから、そのコストがかかるんだけど、そのコストをかけて得た効果というか、ほぼないということでもんね。何か、この辺、ばかばかしいんじゃないですかと。国・県のほうとしては、予算も市町村別に一応いろいろ違うだろうからということですかね、状況としては。
- 委員 普通は、他のところもできるよという感じにするかと思うんですけども、もうこことしかできないようなというのは、聞いたことないですね。
- 委員長 そうですよ。競争が制限されているんじゃないかということですよ。ですから、通常だと、こういったものは、ソフトウェアの話だと、その設計書とかをちゃんと開示してという。設計した人は開示義務を負うということ承知の上でというのがあると。若干違うかもしれないんですけども、エレベーターの保守も、いろいろ業者がはり付いていて、その息のかかったところしかやれなかったんだけど、それはおかしいだろうということで、全部情報を開示して、メンテナンスの業者が受けられるようにしたということがありますから。
- 委員 町の問題ではない気はしますね。
- 委員長 ですね。では、よろしいでしょうか。よろしいですか。質問は、ないですか。
- 以上、結構でございます。ありがとうございます。では、本日の審議案件、以上で終了とな

りますので、事務局のほうへお渡しいたします。

○事務局 委員長、ありがとうございました。全ての審議案件のほう、ご審議ありがとうございました。

事務局より報告がございます。前回、今年1月の昨年度2回目の入札監視委員会のほうで指摘のございました積算誤りについて、町としてどのような対応を取っていくかということについて、今まとまりつつありまして、決裁中なところでありますが、こういう形を作って運用していきたいということが出来上がりましたので、その報告をさせていただければと思います。

県内の状況について確認しましたところ、町と同じように、こういった誤りがあった場合、設計または違算に関する取扱いを決めている自治体は、宮城県を含めた36自治体の中では7自治体のみでした。中でも、設計違算ということで、誤りを明記して取扱要領をつくっているのは7自治体のうち3自治体、あとは宮城県や仙台市というところにつきましては、建設工事等執行規則の中で、その決まりを設けているのが4自治体ということで、計7自治体ということになっています。

では、当町のような事案があったかということにつきましては、36自治体のうち20自治体ということで確認を取っております。

なお、その事案の公表をしましたかということにつきましては、9自治体ということにとどまっております。

なお、松島町のように、もう業務が全部完了し、その後に間違っていましたということが判明したのはゼロでした。

では、松島町では、どういった要領をつくっていかうかということについては、登米市、大崎市、白石市等がしっかり明記した中で、特に登米市が一番近いのではないかとということで参考にしたところです。

開札前に分かった場合どうするか。あと、落札決定前、直前で分かったときどうするか。またあと、契約締結前、締結後どうするかということそれぞれうたった内容としています。

公表についてはどうすべきかということだったんですけども、公表については、町の取扱要領に公表基準は設けていません。しかしながら、宮城県も、その公表をしていないということについては、建設工事等執行規則の中で、入札結果の中をもって今回設計違算があったので入札中止をしましたというふうに公表しているので、町も要領ではなくて入札結果のほうで公表していかうということ取りまとめたところがございます。

なお、今回の事案のあった業務について、業者に話をしたか、または公表かということにつ

きましては、これまでに規定がなかったとかではなくて、実際にもう事業が終わってしまっている。もし事案が、不具合があった場合、質問回答書中で質問があつて、それに対応していくべきだったということもありましたので、今回は大変申し訳ありません。これは業務が完了したということで終わらせていただきまして、今後、こういった間違いがあつた場合、対応していくべき事務取扱要領を決めさせていただいて、町として取り組んでいきたいと思っております。

○委員 実際終了しているところというのはあるんで、実際そういうものがあつたときにでなければ、発見できなければ、当然表に出ないところですけども、実際、こういうふうな委員会の中で指摘があつたということで、それを重く受け止めて、それを内部で検討した結果ということなんで受け入れたいとは思いますが、やっぱり違算の再発防止策というものをもう少し、そういうのも入れていかないと、また同じことをしてしまうということも考えられますし、業者さんも実際違算があつたということは分からないわけですね。ですから、その辺のところをもう一度契約前に確認できるようなシステムはないかというようなことも検討されてはいかがでしょうか。なかなか難しいところではあるんですけども、技術者さんが大勢いる町でもないですから、そういったところのチェックというものについては、やっぱり穴がなかなか塞がらないというところは承知するんですけども、やれるところはやれるようなことを考えていただければというふうに思います。

○事務局 分かりました。

○委員 先ほど委員長ともお話をさせていただいたんですけども、予定価格を公表することになると、この工事に対してその予定価格が適正なのかどうかというのは、担当者だけじゃなくて、応札する方も実際見るような形になりますから、そういった方向を考えていくということも違算の防止につながるのかと思います。宮城県なんかでは、そういうふうなことで、外部から指摘を受けて、積算に対して、予定価格公表していますので、外部から指摘を受けて、応札予定者ですね、そういった方から指摘を受けて、この積算はおかしいんじゃないかというふうなことを言われてチェックしていった結果、やっぱりおかしかったというようなことで、じゃ中止しますからというふうな事例も、入札中止の事例では多いのかなというふうに思っております。ですから、そういったことで、内部だけでできることは限られますので、そういった外部の目にさらすことによって、そういったものも防げるというふうなこともあろうかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。それでは、最後に、委員長に今回の総括をお願いしたいと

思います。よろしく申し上げます。

○委員長 では、総括ということですが、まず委員の皆様の方から何かございませんでしょうか、本日の総括について。

○委員 松くい虫関連業務のところ、金額ももうほとんど同じようなところがあり、うまく回しているような感じが見られるようなところがあるかなというところが、少し気になりました。何とも言いにくいところなんですけれども、そこを今後もちよっと注意していかなきゃいけないのかなど。ただ、地元の企業というのはすごく大事ですから、そこをちゃんと生かしていくためにもどうやったらいいのかというのは少し難しい問題なのかなとは思っておりました。

あとは、最後のクラウドシステムの件についても、何かほかの企業も入ってこれないというところも、市町村からでも県・国に対して、それで本当に問題ないのかというのは、言う機会があれば、言っていく必要もあるのかなというところは思っておりました。以上です。

○委員 委員がおっしゃられること、もっともだと思います。

また、あと1つ、繰越工事とかの予算の執行について、もう少し余裕を持った形で執行していただいて、こちらの根廻・初原線というのは、もう町にとっては一大事業ですので、しっかりやっていただければなと思っております。以上です。

○委員 何か説明を伺うと、こういう状態なんで結局やむを得ないねということもいろいろあります。でも、一つ一つ確認して安心できたかなというふうな、ありました。ありがとうございました。

○委員 今回、序盤のほうで、条件付一般競争入札の1者入札の件が続いたんですけれども、町の入札基準というのが一応あって、その運用の中でという説明ではあったんですけれども、同じような工事で1者入札が続いたような場合には、適宜その基準の見直しとか、解釈を柔軟にとか、そういった運用が必要になってくるなという部分は今日感じましたので、今日こういった声、質問の中で、指摘することで、最終的には町長の権限だと思いますけれども、そういったところのチェックと指摘というところは、今後もこの委員会でやっていければなというふうに思いました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

最後に、私のほうから、もう皆さんがおっしゃったことそのままなんですけれども、私、他の自治体の入札監視委員会もやっているんですけれども、そちらは、委員のほうからいろいろ意見が出て、要はそういう町のレギュレーションといいますか、いろいろ仕組みがあるんですけども、それ自体に問題がないのかという根本的な。いろいろな法規制が多々あって、しかも

屋上屋を重ねるぐらい様々な法規制があって、その法を守ろうという、そういう姿勢は、当然行政としては重要なんですけれども、どうしても法というのは硬直性がありまして、実際の世の中の流れについていけないというのがありますから、そこはやはり地方自治の何というんですかね、独立性というのもあるけれども、許される範囲内での創意工夫をと。そういった創意工夫をすることで、ほかにも発信して行って、うちはこういったところをこういうふうにして工夫してやっているぞという、そういったもので入札制度をより健全化していくということにつながるんじゃないかと思いました。以上でございます。

午後 12 時 閉会

○事務局 長時間、お疲れさまでした。以上をもちまして入札監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。
